

手続きチェックシート 転出

他の市町村へ引越しされる方へ
忘れずにお持ちください

転出届

- お引越し予定日の14日前から前日までに
本庁市民課・各庁舎地域振興課まで転出のお手続きをお願いします。
(転出するまでに届出ができなかった場合はお引越し後14日以内)
- お引越し後は、14日以内に転入先の市町村で転入の届出を行ってください。
その際には転出証明書(またはマイナンバーカード)が必要です。

《届出に必要なもの》

- 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」

お引越し後 **14日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード)」を持参して新しい
住所地の市区町村役場で転入届をしてください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの

運転免許証

そのほか
・パスポート
・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

マイナンバーカード等

確認に
2点が必要なもの

- 健康保険資格確認書
- 年金手帳※
- 介護保険証
- 顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出証明書をなくしてしまった	→再発行の届出が必要です。窓口で再発行の届出をするか郵送で再発行の届出を行ってください。なお、マイナンバーカードを使った転出では転出証明書は不要です。マイナンバーカードを持参して転入手続きを行ってください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→取消の手続きが必要です。 市民課・各庁舎地域振興課で早急に取消の手続きをしてください。
海外に転出後、日本に帰国し転入届をしたい。	→転入される方全員の帰国日がわかるもの(パスポート等、お持ちでない方はお問合せください)、戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、戸籍附票(本籍・筆頭者が記載されたもの)が必要です。※白河市に本籍のある方は、戸籍関係の証明書は不要です。 外国人の方は在留カード、特別永住者証明書、特定在留カード等が必要です

※引越しと届出の流れ

【引越しの14日前から届出可能】

【引越し日】

【引越し後14日以内届出】

○ 転出届

▶ 引越し日

▶ ○ 転入届



関連する手続きをご確認ください

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

転出に関連するおもな手続き

庁舎 マークのあるものは、
庁舎でも受付しています。

住民
異動

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村に ご相談ください		市民課 庁舎
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止に なります	印鑑登録証		

※各種保険証・受給者証等を転出日まで使う予定のある方は、転出後に郵送で返却いただくことも可能です

	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口
保険 年金	国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・資格確認書の返却	国民健康保険資格確認書		国保年金課 庁 舎
	→70 歳から 74 歳までの方	高齡受給者証の返却	高齡受給者証		
	→修学のために転出する方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先で引き続き白河市の資格確認書 を使う手続き	在学証明書または学生証の 両面コピー		
	→世帯に後期高齡者医療制度の 加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください	入院、入所、在園証明書		
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齡者医療制度に加入している方	資格確認書の返却	後期高齡者医療資格確認書		
	→県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取 (郵送の場合有) ※転出先へ提出してください			
高齡	各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		高齡福祉課 庁 舎
	65 歳以上の方	保険証の返却	介護保険証		
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	※転出先でも白河市の介護保険証を そのまま使ってください			
障がい	要介護認定を受けていた方	介護保険受給資格証明書の受取 ※転出先へ提出してください	介護保険証		社会福祉課 庁 舎
	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	・受給者資格変更届 または返還届	重度心身障がい者医療費受 給者証		
	在宅重度障害者対策事業受給者証をお持ちの方	・返還届 ・受給者証、給付券の返却	受給者証、給付券		
	人工透析患者通院交通費の補助を受けている方	・資格喪失届			
	重度障害者タクシー運賃・自動車燃料費の助成を受け ている方	・資格喪失届 ・助成券の返却	助成券		
学校 こども	特別児童扶養手当を受給している方	・特別児童扶養手当の住所変更 届または喪失届	受付窓口でご相談ください		こども支援課 庁 舎
	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き	※学校から、「在学証明書」と 「教科用図書給与証明書」を 受領し転出先へ提出してください		
	児童手当を受給している方 (0 歳～高校生)	転出の手続き ※公務員の方は勤務先へ お問い合わせください	転出先での申請遅れに 注意してください		
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0 歳～中学生)	こども医療費受給資格者証の回収	こども医療費受給資格者証		
	妊娠中の方	白河市の妊婦健康診査受診票は使 えなくなりますので、転出先で手続 きしてください 妊産婦医療費受給資格内容変更届			
税・料金	ひとり親家庭等に該当している方	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭医療費受給変更届	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証		こども育成課 庁 舎
	保育園・幼稚園に入園しているお子さんが いる方	退園の確認			
	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話またはインターネットで手続き できます		
	原付バイク・小型特殊を所有している方	廃車申告（軽自動車税）	※受付窓口でご相談ください		
	軽自動車、250 cc以下の オートバイを所有している方	※軽自動車協会でご相談ください			軽自動車検査協会 福島事務所 050-3816-1837
	自動二輪（250 cc超）を所有している方	※自家用自動車協会でご相談ください			福島陸運局 050-5540-2015

白河市役所

〒961-8602 福島県白河市八幡小路 7 番地 1

※健康保険の内容が分かるもの・・・資格確認書、資格情報のお知らせ、又はマイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」の写し

開庁時間 8：30～17：15

庁舎・行政センターでは受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。